

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
火災警報器	—	1 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の身体障害者（児） 2 愛の手帳 1 度若しくは 2 度又はこれに準ずる知的障害者（児） 3 精神障害者保健福祉手帳 1 級の精神障害者 （1 から 3 までのいずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8 年	31,000
自動消火器	—	1 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の身体障害者（児） 2 愛の手帳 1 度若しくは 2 度又はこれに準ずる知的障害者（児） 3 精神障害者保健福祉手帳 1 級の精神障害者 4 難病患者 （1 から 4 までのいずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火することができるもの	8 年	28,700
特殊マット	原則 3 歳以上	愛の手帳 1 度若しくは 2 度又はこれに準ずる知的障害者（児）	褥瘡 <small>じよくそう</small> を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等を加工したもの	5 年	19,600
	原則 3 歳以上 18 歳未満	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が 1 級又は 2 級の児童			
	18 歳以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）			
	—	寝たきりの状態にある難病患者			
特殊寝台	原則学齢児童以上	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が 1 級又は 2 級の身体障害者（児） 2 寝たきりの状態にある難病患者	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜を個別に調整できる機能を有するもの。住宅の事情により和式ベッドを特殊寝台として給付することができる。	8 年	162,800
エアーマット	原則 18 歳以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）	エアーマットと送風装置からなるものであること。水圧によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマットを給付することができる。	5 年	104,000
訓練用ベッド	18 歳未満	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	159,200
訓練椅子	原則 3 歳以上 18 歳未満	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が 1 級又は 2 級の身体障害者（児）	原則として附属のテーブルを付けるもの	5 年	33,100

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
体位変換器	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級又は2級の身体障害者（児）（下着交換等の際、介護を必要とする者に限る。）	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用することができるもの	5年	15,000
	—	寝たきりの状態にある難病患者			
移動用リフト	原則3歳以上	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級又は2級の身体障害者（児） 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が障害者（児）を移動させる際に、容易に使用することができるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	257,500
入浴担架	原則3歳以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級又は2級の身体障害者（児）（入浴の際、介助を必要とする者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	洋式 80,000 和式 130,000
浴槽（湯沸器を含む。）	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級又は2級の身体障害者（児）	浴槽は実用水量 150 リットル以上のもの、湯沸器は水温 25℃上昇させたとき毎分 10 リットル以上給湯することができ、かつ、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの。浴槽と湯沸器が設置された簡易な風呂場であっても、浴槽（湯沸器を含む。）として支給することができる。原則として浴槽及び湯沸器は同時に支給するものとするが、区長が必要と認める場合には、それぞれ個別の種目として支給することができる。ただし、浴槽としての使用目的以外に湯沸器単独の支給は行わない。	8年	141,200 ただし、個別に支給する場合は次のとおりとする。 浴槽 58,300 湯沸器 104,900
入浴補助用具	原則3歳以上	身体障害者手帳所持者で下肢又は体幹に障害がある者（入浴の際、介助を必要とするものに限る。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、障害者又は介護者が容易に使用することができるもの（設置又は取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000
	—	入浴に介助を必要とする難病患者			
	原則学齢児童以上	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級の身体障害者（児） 2 自力で排尿できない難病患者			
特殊尿器	原則学齢児童以上	1 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級の身体障害者（児） 2 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用することができるもの	5年	150,000

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
便 器	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹 の等級が1級又は2級の身体障 害者（児）	ポータブルトイレ等手す りのついた腰かけ式のも の（設置又は取替えに当 たり住宅改修を伴うもの を除く。）	8年	16,500
		常時介護を要する難病患者			
特殊便器	原則学齢児 童以上	愛の手帳1度若しくは2度又は これに準ずる知的障害者（児）	温水洗浄式便座等足踏ペ ダルで温水温風を出すこ とができるもの又は知的 障害者の介護者が容易に 使用することができるも の（設置又は取替えに当 たり住宅改修を伴うもの を除く。）	8年	144,000
		身体障害者手帳の上肢の等級が 1級又は2級の身体障害者（児）			
		上肢機能に障害のある難病患者			
腰掛便座	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の下肢又は体幹 の等級が1級又は2級の身体障 害者（児）（介護保険の要介護認 定者及び要支援認定者を除く。）	次のいずれかに該当する ものに限る。 1 和式便座の上に置いて 腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて 高さを補うもの 3 電動式又はスプリン グ式で便座から立ち上 がる際に補助できる機 能を有しているもの 4 便座、バケツ等からな り、移動可能であるもの （居室において利用可 能なものに限る。）	8年	100,000
T字状・ 棒状つえ	—	原則として身体障害者手帳所持 者で、歩行補助つえの使用によ り、歩行機能を補うことが可能な 身体障害者（児）	主体が木材のもの	3年	2,200
			主体が軽金属のもの		3,000
移動・移乗 支援用具	原則3歳以 上	身体障害者手帳の平衡機能、下肢 又は体幹の障害があり、家庭内の 移動等に介助を必要とする身体 障害者（児）	転倒予防、立上り動作補 助、移乗動作の補助、段差 解消等の性能を有する手 すり、スロープ、歩行器等 であって、必要な強度及び 安定性を有するもの。た だし、設置又は取替えに当 たり、住宅改修を伴うもの を除く。	8年	60,000
		下肢が不自由な難病患者			
頭部保護帽	—	原則として身体障害者手帳又は 愛の手帳所持者で、転倒等により 頭部を強打するおそれのある者	ヘルメット型でスポンジ 又は革を主材料としたもの	3年	15,200
			ヘルメット型でスポンジ、 革又はプラスチックを 主材料としたもの	3年	36,750

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
ルーム クーラー	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳所持者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した身体障害者（児）（医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。）	障害者（児）が容易に使用することができるもの	6年	172,100
環境制御装置	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳所持者で、頸椎損傷等両上肢及び両下肢又は体幹機能が全廃状態である身体障害者（児）	呼気、指先のわずかな動作等で機器の制御が行えるシステムを有しているもの	10年	500,000
電磁調理器	18歳以上	1 身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者 2 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級の身体障害者 3 身体障害者手帳の上肢の等級が1級又は2級の身体障害者 4 愛の手帳1度若しくは2度又はこれに準ずる知的障害者 5 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の精神障害者 （1から5までのいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障害者が容易に使用することができるもの	6年	41,000
パーソナルコ ンピューター	原則学齢児 童以上	1 身体障害者手帳の上肢の等級が1級又は2級の身体障害者（児）（文字を書くことが困難な者に限る。） 2 身体障害者手帳の音声・言語及び上肢の障害の総合等級が1級又は2級の身体障害者（児）（文字を書くことが困難な者に限る。）	かな、漢字及び英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害者が容易に使用することができるもの（プロテクター及びプリンターを附帯することができる。）	6年	118,500
ガス安全 システム	18歳以上	1 身体障害者手帳所持者で喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した身体障害者及びこれに準じる者のみの世帯 2 身体障害者手帳の下肢又は体幹の等級が1級の身体障害者	警報機等の遮断信号受信時、ガスの異常使用時、地震発生時等にガスを自動的に遮断できるもの	8年	42,200
携帯用会話 補助装置	原則学齢児 童以上	1 身体障害者手帳所持者で音声又は言語に障害がある身体障害者（児） 2 身体障害者手帳所持者で音声言語に著しい障害があり、かつ、上肢、下肢又は体幹に障害のある身体障害者（児）	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用することができるもの	5年	285,000
フラッシュ ベル	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の聴覚又は音声・言語機能の等級が3級以上の身体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用することができるもの	10年	25,890

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）	
	年 齢	等 級 等				
聴覚障害者用 通信装置	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の聴覚又は音声・ 言語機能の障害がある者で、コミ ュニケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる身体 障害者（児）	ファクス等一般の電話に 接続することができ、音声 の代わりに文字等による 通信が可能な機器であり、 障害者（児）が容易に使用 することができるもの	5年	71,000	
聴覚障害者用 情報受信装置	—	身体障害者手帳の聴覚の障害が ある者で、この装置によりテレビ の視聴が可能になる身体障害者 （児）	字幕及び手話通訳付の聴 覚障害者用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話 通訳の映像を合成したも のを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号を 受信するもので、聴覚障害 者が容易に使用すること ができるもの	6年	88,900	
屋内信号装置	18歳以上	身体障害者手帳の聴覚の等級が 1級又は2級の身体障害者（聴覚 障害者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯で日常生活上必要と認 められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚・触覚等 により知覚するもの	10年	87,400	
会議用 拡聴器	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の聴覚の等級が 4級以上の身体障害者（児）	字幕及び手話通訳付の聴 覚障害者（児）用番組並び にテレビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を合成し たものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害時 の聴覚障害者（児）向け緊 急信号を受信するもので、 聴覚障害者（児）が容易に 使用し得るもの	6年	38,200	
人工 喉頭	笛式	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳所持者で音声・言 語機能に著しい障害がある身体 障害者（児）	呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の管 を通じて音源を口腔内に 導き構音化するもの	4年	5,000
	電動式			顎下部等に当てた電動板 を駆動させ、経皮的に音源 を口腔内に導き構音化す るもの	5年	70,100
	人工鼻	—	身体障害者手帳所持者で音声・言 語機能障害があり、喉頭を摘出 したことにより音声機能を喪失 した身体障害者（児）（常時埋込 型の人工喉頭を使用する者で保 険適用外のものに限る。）	HMEカセット、ベースプ レート等常時埋込型の人 工喉頭を使用して発声す るために必要な消耗部品	1月	23,100
携帯用 信号装置	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の聴覚又は音声・ 言語機能の等級が3級以上の身 体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用 することができるもの	6年	20,200	

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額 (円)
	年 齢	等 級 等			
時計	18 歳以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(原則として音声時計は、手指の感覚の障害等があるため、触読式時計の使用が困難な者に限る。)	視覚障害者が容易に使用することができるもの	10 年	触読 10,000 音声 13,000
音声式体温計	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(児)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用することができるもの	5 年	9,000
音声式血圧計	18 歳以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者	視覚障害者が容易に使用することができるもの	5 年	9,000
	18 歳未満	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害児(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
音声式体重計	18 歳以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用することができるもの	5 年	18,000
視覚障害者用 拡大読書器	原則学齢児童以上	身体障害者手帳所持者で、視覚に障害があり、この装置により文字等を読むことが可能になる身体障害者(児)	画像入力装置を印刷物等の読みたいものの上に置くことで拡大された画像、文字等を容易にモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
点字 ディスプレイ	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(児)	文字等のコンピューターの画面情報を点字により示すことができるもの	6 年	383,500
活字文書 読上装置	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(児)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用することができるもの	6 年	115,000
視覚障害者用 情報・通信 支援用具	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(児)	視覚障害者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフト等	5 年	42,000
音響案内装置	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(2級の身体障害者(児)は、送信機のみに限る。)	視覚障害者が容易に使用することができるもの	10 年	1級 51,000 2級 7,000
ポータブル レコーダー	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が1級又は2級の身体障害者(児)	音声等により操作ボタンが知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用することができるもの	6 年	89,800

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）	
	年 齢	等 級 等				
点字タイプ ライター	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が 1級又は2級の身体障害者（児） （本人が就労若しくは就学をして いるか、又は就労が見込まれて いる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用 することができるもの	5年	63,100	
点 字 器	標準型 A	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が 1級又は2級の身体障害者（児）	32マス18行 両面書真鍮 板製	7年	10,400
	標準型 B			32マス18行 両面書プラ スティック製	7年	6,600
	携帯用 A			32マス4行 片面書アル ミニウム製	5年	7,200
	携帯用 B			32マス12行 片面書プラ スティック製	5年	1,650
音声読書器	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳所持者で視覚以 外の方法でしか文字の認識がで きない身体障害者（児）	本体の上の蓋を開け、印刷 物等の読みたいものに乗 せ、ボタンを押すと文書を 読み取り印刷内容を音声 で読み上げるもの	8年	198,000	
音声ICタグ レコーダー	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳所持者で視覚以 外の方法でしか文字の認識がで きない身体障害者（児）	物の名前及び情報の確認 を音声で知らせるもので、 視覚障害者が容易に使用 することができるもの	6年	59,800	
色識別装置	原則学齢児 童以上	身体障害者手帳の視覚の等級が 1級又は2級の身体障害者（児）	色の識別を音声で知らせ るもので、視覚障害者が容 易に使用することができるもの	6年	125,000	
収 尿 器	男性用 A	—	原則として身体障害者手帳の膀胱・直腸機能障害がある身体障害者（児）	普通型ラテックス性又は ゴム製	1年	7,700
	男性用 B			簡易型ラテックス性又は ゴム製	1年	5,700
	女性用 A			普通型耐久性ゴム製採尿 袋を有するもの	1年	8,500
	女性用 B			簡易型ポリエチレン製の 採尿袋導尿ゴム管付	1年	5,900
スト マ 用 装 具	消化器系	—	原則として膀胱・直腸機能障害に おける身体障害者手帳の交付を 申請した者	低刺激性の粘着剤を使用 した密封型又は下部開放 型の収納袋で、ラテックス 製又はプラスチックフィ ルム製のもの	1月	8,858
	尿路系			低刺激性の粘着剤を使用 した密封型かつ尿処理用 キャップ付の収納袋で、ラ テックス製又はプラステ ィックフィルム製のもの	1月	11,639

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
その他		1 身体障害者手帳の脳原性運動機能障害の等級が1級又は2級で、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつを必要とする身体障害者（児） 2 身体障害者手帳所持者で肢体不自由の障害がある者で、脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障害である身体障害者（児）	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼその他衛生用品	1月	12,000
透析液加温器	原則3歳以上	身体障害者手帳所持者で、人工透析を必要とする身体障害者（児）（自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る。）	自己連続携帯式腹膜灌流患者による人工透析に使用する加温器で、透析液6本を同時に、適温に加熱し、かつ、保温できるもの	5年	70,000
空気清浄機	原則学齢児童以上	身体障害者手帳の呼吸器の等級が1級又は3級の身体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用することができるもの	6年	33,800
電気式たん吸引器	—	1 身体障害者手帳の呼吸器の等級が3級以上の身体障害者（児） 2 医師の診断書により、1と同程度の障害があり、この装置が必要と認められる身体障害者（児） 3 医師の診断書により、1と同程度の障害があり、この装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある難病患者 4 1から3までに当てはまらない者で自家発電装置の給付を認められたもの	障害者（児）が容易に使用することができるもの	5年	100,000
ネブライザー	—	1 身体障害者手帳の呼吸器の等級が3級以上である身体障害者（児） 2 医師の診断書により、1と同程度の障害があり、この装置が必要と認められる身体障害者（児） 3 医師の診断書により、1と同程度の障害があり、この装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある難病患者	障害者（児）が容易に使用することができるもの	5年	36,000
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	—	身体障害者手帳所持者又は難病患者のうち、在宅酸素療法を行っている者等で医師によりこの装置が必要と認められるもの	使用する障害者（児）の呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用することができるもの	5年	157,000

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年月	基準額（円）
	年 齢	等 級 等			
自家発電装置	—	人工呼吸器使用者のうち、中央区災害時個別支援計画で災害時等の停電が生命の危険に直結することが明らかな者（指定難病患者及びCPAP使用者を除く。）	障害者（児）が容易に使用することができるもの（再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る。）	6年	212,000
無停電電源装置	—	自家発電装置の給付を認められた者	蓄電機能及び電圧を安定させる機能を有し、障害者（児）が容易に使用することができるもの（再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る。）	6年	41,000
酸素ボンベ運搬車	原則 18 歳以上	身体障害者手帳の呼吸器の等級が原則として 1 級又は 3 級の身体障害者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及びこの要綱による酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）	障害者が容易に使用することができるもの	10年	17,000
酸素吸入装置	原則 18 歳以上	身体障害者手帳の呼吸器の等級が原則として 1 級又は 3 級の身体障害者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及びこの要綱による酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体化とするもの	10年	46,400
医療用詰替酸素	原則 18 歳以上	身体障害者手帳の呼吸器の等級が原則として 1 級又は 3 級の身体障害者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及びこの要綱による酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）	酸素吸入装置に使用するための詰替用の酸素	1月	5,000

備考

- 1 課税商品の場合は、基準額は税抜き価格とする。
- 2 難病患者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）に定められた疾病に該当する者とし、医師の診断書等の提出又は東京都難病医療費等助成制度の医療券に記載されている病名欄により対象の確認を行うものとする。